

あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（概要）（素案）

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る改正国民健康保険法（以下「改正法」という。）の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第12条

改正法では、現行の国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、本条項を改正するものです。

3 施行期日

令和6年12月2日